

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十号

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置に関する規則（昭和三十二年広島県規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表政策監の項中「課」を「局及び課」に改め、同項の次に次のように加える。

審理総括監	局	上司の命を受け、職員を指揮監督し、並びに行政不服審査法の規定により審理員の権限とされた事務を総括し、及び整理する。	総務局に必要な応じ置き、非常勤の職とすることが出来る。
-------	---	---	-----------------------------

別表第一号の表減災対策推進担当課長の項の次に次のように加える。

大学教育振興担当課長	局	上司の命を受け、高等教育機関における人材育成に関する事務を総括し、及び整理する。	環境県民局に必要な応じ置く。
国保県単位化推進担当課長	局	上司の命を受け、国民健康保険財政運営の都道府県単位化に関する事務を総括し、及び整理する。	健康福祉局に必要な応じ置く。

別表第一号の表主任専門員の項を削り、同表主査の項の次に次のように加える。

事業調整員	局及び課	上司の命を受け、特定の事業の調整に係る事務に従事する。	必要に応じ置く。
-------	------	-----------------------------	----------

別表第一号の表事業推進員の項及び専門員の項を削る。

別表第二号イの表主任専門員の項及び事業推進員の項を削り、同表係長の項の次に次のように加える。

事業調整員	所及びセンター並びに支所、分室、事業所及び管理事務所	上司の命を受け、特定の事業の調整に係る事務に従事する。	必要に応じ置く。
-------	----------------------------	-----------------------------	----------

別表第二号イの表専門員の項を削る。

別表第二号ロの表主任専門員の項及び事業推進員の項を削り、同表係長の項の次に次のように加える。

事業調整員	所、センター及び消防学校	上司の命を受け、特定の事業の調整に係る事務に従事する。	必要に応じ置く。
-------	--------------	-----------------------------	----------

別表第二号ロの表専門員の項を削る。

別表第二号ハの表副園長の項中「広島学園」を「縮景園及び広島学園」に改め、同表学芸企画監の項を次のように改める。

総括企画監	美術館	上司の命を受け、学芸の企画に関する事務を総括し、及び整理する。	必要に応じ置く。
-------	-----	---------------------------------	----------

別表第二号ハの表総括研究員の項中「副主任研究員」を削り、同表総括学芸員の項、主任専門員の項、事業推進員の項、副主任研究員の項、准教授の項及び専門員の項を削り、同表主任の項の前に次のように加える。

事業調整員	公の施設並びに総合技術研究所のセンター及び総合技術研究所西部工業技術センター生産アカデミー	上司の命を受け、特定の事業の調整に係る事務に従事する。	必要に応じ置く。
-------	---	-----------------------------	----------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。